

議員報酬減額などの議会改革の提案

2017年 2月 8日

日本共産党東京都議会議員団

都議会の改革を求める都民の期待にこたえるうえで、議員報酬の削減、費用弁償の定額制の廃止、政務活動費の使途の厳格化と透明化、議会質疑の活性化などは、まったなしの課題となっています。日本共産党都議団として、都議会改革の課題について以下提案し、すみやかな協議と第1回定例会での実現をよびかけるものです。

年間の議員報酬額を4分の1削減（25%減）

地方議員の報酬額については、法律にその定めがありません。

日本共産党都議団は、知事が給与を減額するしないに関わらず、都民生活の厳しい現状のもとで、地方議会で全国最高額の現行の議員報酬について削減することを主張してきました。

格差と貧困が広がり、労働者の実質賃金は4年間でマイナス5.1%、年収にして19万円も減り、実質家計消費は16ヵ月連続で対前年比マイナスとなっています。こうした現状のもとで、議員報酬について、すみやかに都民の理解をえられるものに削減する必要があると考えます。

（1）議員報酬月額削減

私たちは、地方議員の報酬額について法律の定めがないもとで、妥当な基準についてさまざまな検討を行ってきました。削減の第1として月額議員報酬の減額です。都議会議員の報酬月額の基準として、議会で答弁に立つ局長級

職員と部長級職員の給与の平均額とすることを提案します。東京都が使っているモデル給与の月額、局長級で107万4千円、部長級で76万2,960円となっており、その平均額は91万8,480円となります。現行の月額議員報酬102万2千円から10万3,520円、10.13%の減額となります。

都議会議員には、都民の願いを都政に反映するために、執行機関に対するチェック機能と条例提案などの立法機能を発揮することが求められています。今回の提案は、その機能の発揮を保障しつつ削減するものです。

〈議員報酬の削減額（率）〉

	現行	減額後	削減額（率）
月額議員報酬	1,022,000円	918,480円	△103,520円 (△10.13%)
年間議員報酬 (12か月分)	12,264,000円	11,021,760円	△1,242,240 (△10.13%)

(2) 6月と12月支給の期末手当のうち「勤勉手当」分の廃止

削減の第2は期末手当の減額です。

職員の期末手当いわゆるボーナスは期末手当と勤勉手当等によって構成されており、議員の期末手当はこれに連動して支給されています。議員の場合、「勤勉手当」はふさわしくなく、したがって、「勤勉手当」分の全額廃止を提案します。年間の支給割合は下表のとおりとなっており、現行の3.3ヵ月から、「勤勉手当」分1.9ヵ月を廃止し、1.4ヵ月にします。

これによって年間の期末手当額は、現行の4,890,270円から1,864,514円に、約6割、額にして約302万円の減額となります。

〈現行の年間支給割合〉

2016年12月以降の支給割合	6月	12月	年間
期末	0.625ヵ月	0.775ヵ月	1.4ヵ月
勤勉	0.95ヵ月	0.95ヵ月	1.90ヵ月
合計	1.575ヵ月	1.725ヵ月	3.3ヵ月

(3) 月額議員報酬減額と期末手当の「勤勉手当」の廃止によって、
年間議員報酬は4分の1の削減(25%減)

今回提案した議員報酬と期末手当の減額によって下表の通り、年間の減額は約25%、約427万円となります。

	現行	減額後	削減額(率)
年間報酬額 (12か月分)	12,264,000円	11,021,760円	△1,242,240円 (△10.13%)
期末手当	4,890,275円	1,864,514円	△3,025,761円 (△61.9%)
合計	17,154,275円	12,886,274円	△4,268,001円 (△24.9%)

(4) 委員長、副委員長手当は廃止します

現在、委員長の議員報酬は105万9千円、副委員長は104万円と一般議員報酬より委員長は月額3万7千円、副委員長は1万8千円高い額になっています。この、いわゆる委員長、副委員長手当は廃止します。

費用弁償の廃止・実費化

都議会では現在、議会に出席するたびに、1日1万円から1万2千円の費用弁償が支給されています。しかし、多くの地方議会で廃止や交通費としての実費化にふみだしており、東京都の審議会もかなり前から委員の交通費に対する実費支給に改善されています。日本共産党都議団は、費用弁償の廃止を一貫して主張してきましたが、2年前に一致する5つの会派とともに（現在は6会派）1万円の定額制を廃止し、公共交通運賃の実費支給とする条例改正案を提出しています。ところが、2年間にわたって継続審議とされ、棚上げされてきました。ただちに、費用弁償の定額制を廃止し、公共交通機関の実費支給に改めるとともに、廃止にふみだします。

政務活動費の減額と改善

（1）政務活動費を、議員1人当たり月額60万円を50万円に減額

議員の役割は行政のチェックと積極的な政策提案にあります。この役割を果たすために、政務活動費は非常に重要な役割を果たしています。しかし、全国一高い政務活動費の額であり、1人あたり月額50万円に減額することを提案します。

（2）ホームページでの公開

都民が都議会に来なければ領収書等が見られないというのは、時代遅れです。ホームページでの公開にふみだす議会が生まれています。都議会もすみやかに会計帳簿や領収書等のホームページでの公開を行なうべきです。

(3) 使途基準の見直し

① 飲食への支出の禁止

現在の使途基準は、飲食への支出を認めています。飲食は本来調査活動とは無関係であり、禁止します。

② 新年会費への支出の禁止

新年会で都政への都民の意見を聞くと言っても、十分に聞き取りができる状況とはいえません。したがって、政務活動費の新年会費への支出はやめるべきです。

③ 事務所家賃・・・会派の支部への支出の禁止

議員の地元事務所は都民の要望を受けるなど、調査活動を担う面もありますが、政務活動費を充当してはならない政党活動や選挙活動などが混在しています。事務所家賃について、配偶者や被扶養者に支払うことは慎重な対応が必要とされていますが、会派の地域支部への支払いという形で認められ、抜け道となっています。地域支部への支出も禁止すべきです。

④ 新聞、雑誌の購入は会派購入だけに限定

新聞、雑誌等の購読は会派控え室に限定すべきであり、各議員の事務所や自宅での新聞、雑誌の購読は自己負担にすべきです。

現行の海外都市調査のやり方は中止し、抜本的改善をはかること

今期の会派ごとの海外都市調査は4回、経費の1人当たり平均額は、187万円であり、最高1人324万円もの税金を使っています。

現在の会派ごとの調査のやり方は中止し、海外都市調査のあり方について抜本的に改善をはかることが必要です。

公用車使用の見直しとルール化

議会の公用車は現在、議長、副議長専用車と会派幹事長専用車が配車され、会派の役員等について議員数ごとに自民党4台、公明党2台、民進党1台が配車されています。その他に一般共用車9台、予備車1台があります。2015年度に要した経費は、1億9,745万円となっています。しかし、運行ルールは明確ではなく、運行状況も公表されていません。日本共産党都議団は数十年来専用車等の配車は返上していますが、何の不都合もありません。

(1) 現行の幹事長専用車・会派への優先車の配車は廃止する

公共交通が整備され、携帯電話なども普及している現在、幹事長専用車や会派優先車の配車は不必要と考えます。

(2) 議長、副議長の専用車の運行のルール化と運行状況の公表

議会の代表としての正副議長は対外的な役割も多く、専用車は必要と考えますが、運行ルールの明確化と運行状況の公表が欠かせません。

(3) 議員の公用車、雇い上げ車の運行のルール化と運行状況の公表

議員が公用車を使用する場合の運行のルールを明確にし、運行状況を公表することが必要です。

議員表彰に伴う、記念章と記念品、肖像画の廃止

都議会議員として在職25年と30年に達したものに「東京都議会議員表彰内規」にもとづき、表彰が行われています。多年にわたる議員活動に敬意を表し表彰状の授与は良しとします。しかし、中心部にダイヤモンドやエメラルドを使った記念章や記念品、肖像画などは不必要であり、廃止すべきと考えます。実際、直近に30年を迎えた議員は肖像画などを辞退しています。

議会質疑の活性化

議会の活性化を進めるうえで、検討すべき課題はさまざまありますが、ここでは議会質疑の活性化にしばって提案します。

(1) 予算特別委員会を常設化し、質すべき重要な問題がある場合、知事との一問一答の質疑を行う

- ・ 現在、知事との一問一答の質疑が保障されているのは、第一回定例会に設置される予算特別委員会のみです。
- ・ 国会では予算委員会が常設されています。スウェーデンの国家予算とほぼ同じ予算規模を持つ東京都だけに、常設の予算特別委員会を設置し、必要な時に知事と一問一答ができるようにすべきです。

(2) 常任委員会、特別委員会のインターネット中継の実施

- ・ 現在、インターネット中継ができるのは、本会議場と予算特別委員会の第15委員会室のみです。
- ・ 多くの都民の皆さんに各委員会の内容も常に公開することが、都議会をより身近なものにするためにも重要です。

(3) 請願、陳情の審議に際し、提出者の説明を積極的に保障する

- ・ 請願、陳情は都民の皆さんが切実な思いで都議会に提出するものです。それだけに、議員が請願者、陳情者の問題意識をより深く知ることが必要です。したがって、提出者から直接説明を聞く機会を積極的に設けることが求められます。

以上